

特定非営利活動法人全国少年少女レスリング連盟

登 録 規 定

第1条（目的）

特定非営利活動法人全国少年少女レスリング連盟（以下「本連盟」）は、会員の実態を把握し、少年少女レスリングの健全な発展・普及を図るとともに、本連盟定款第3条の目的を遂行するために本規定を制定する。

第2条（登録会員）

会員とは、本連盟の定める登録規定に基づき、正規に手続きをした者をいう。

第3条（登録会員の種類）

登録会員の種類は、本連盟役員（審判員を含む）、ならびにクラブ、選手とする。

- 1 役員とは、本連盟の目的に賛同し、所定の登録手続きをとり、役員および審判員として認められた者をいう。
- 2 クラブとは、所定の登録手続きをとり、登録したクラブをいう。
- 3 選手とは、少年少女レスリングの競技者として、所定の登録手続きをとり、登録した者をいう。

第4条（登録費）

本連盟への年間登録費は、次のとおりとする。

- 1 連盟役員は、年会費3,000円。（理事・監事）
- 2 審判員の登録費は、カテゴリーⅠ・Ⅱ：3,000円
カテゴリーⅢ：2,000円。（登録時のみ）
- 3 クラブ登録費は、加盟料10,000円、その他年会費13,000円。
- 4 選手登録費は、日本レスリング協会の選手登録費500円。
（全国少年少女選手権大会する際、参加費に含む）

第5条（登録の手続き）

登録手続きは、次のとおりとする。

- 1 本連盟に役員として選任された者、ならびに審判員として公認された者は、別紙1、別紙2に基づき登録申請をすること。
- 2 本連盟にクラブおよび選手登録する者は、別紙の「クラブ・選手登録申請書」により申請をすること。
- 3 登録申請の期間は、毎年3月1日から3月31日と8月1日から8月31日までの2回とする。
- 4 登録費は、毎年3月1日から登録申請期間に間に合うよう、本連盟が指定する銀行へ振り込むこと。

第6条（クラブ・選手登録会員の効力）

登録の効力は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第7条（競技会の出場資格）

選手登録した者は、次の競技会へ出場できる。

- 1 本連盟が主催する^①全国少年少女選手権大会、^②全国少年少女選抜選手権大会、^③ジュニアクイーンズカップ、^④ブロック大会、^⑤全日本女子オープンへ出場することができる。
- 2 未登録の選手が、ブロック大会、並びにローカル大会に出場を希望する場合は、大会実行委員会に出場可否の判断を委ねることとする。

第8条（選手登録の確認）

- 1 選手が、保護者の転勤などの理由により、当該年度の申請期間中に登録できない場合は、前年度以前に選手登録していることの確認により、本連盟が主催する競技会へ所定の登録手続きをとり、所属するクラブから出場することができる。
- 2 選手が、登録年度期間中に所属クラブを移籍した場合は、所定の登録手続きをとり、本連盟が主催する競技会へ出場することができる。
- 3 選手が、数年間、競技から離れていたが、再び本連盟の競技会出場を希望した場合は、所定の登録手続きをとり、所属するクラブから出場することができる。

第9条（会員資格の停止）

次の各号に該当するクラブは、資格を停止するものとする。

- 1 クラブ登録を3年間続けて更新しなかったとき。

第10条（会員の個人情報）

会員の個人情報は、本連盟の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

第11条（罰則）

不正な登録手続き等をしたと認められたときは、本連盟の会員資格を消失する。

附則

- 1 この規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規定の改廃は、本連盟の理事会の議決を経るものとする。

平成26年7月25日改定

平成28年4月1日改定